

# 下水道法施行規則（抄）

制 定 昭和42年12月19日 建設省令第37号  
最近改正 平成27年11月13日 国土交通省令第78号

（公共下水道の供用開始の公示事項）

第五条 法第九条第一項に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 供用を開始しようとする排水施設の位置
- 二 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別  
（終末処理場で処理することが困難な物質の処理施設に係る区域等の公示等）

第七条 令第九条の三第二号及び第九条の九第三号の規定による公示は、当該処理施設による下水の処理を開始しようとするときに、次に掲げる事項について行うものとし、これを表示した図面を当該公共下水道管理者又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。）の管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 当該処理施設による下水の処理を開始すべき年月日
- 二 当該処理施設により下水を処理すべき区域
- 三 当該処理施設において処理すべき物質
- 四 当該処理施設の位置及び名称

（水質の測定等）

第十五条 法第十二条の十二（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定による水質の測定及びその結果の記録は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 水質の測定は、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年厚生省／建設省令第一号）に規定する検定の方法により行うこと。
- 二 前号の測定は、温度又は水素イオン濃度については排水の期間中一日一回以上、生物化学的酸素要求量については十四日を超えない排水の期間ごとに一回以上、ダイオキシン類については一年を超えない排水の期間ごとに一回以上、その他の測定項目については七日を超えない排水の期間ごとに一回以上行うこと。ただし、公共下水道管理者又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この号及び第四号において同じ。）の管理者は、公共下水道又は流域下水道の終末処理場の能力、排水の量又は水質等を勘案してダイオキシン類以外の測定項目の測定の回数につき、別の定めをすることができる。
- 三 第一号の測定のための試料は、測定しようとする下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取しなければならない。
- 四 第一号の測定は、公共下水道又は流域下水道への排出口ごとに、公共下水道又は流域下水道に流入する直前で、公共下水道又は流域下水道による影響の及ばない地点で行うこと。
- 五 前各号の測定の結果は、別記様式第十三による水質測定記録表により記録し、その記録を五年間保存すること。